

1 自施設におけるホルムアルデヒド対策及
2 びその効果

3
4 植松大 加藤弘志 永澤友美 中村和昭
5 (株式会社 江東微生物研究所 千葉支所)
6

7 【はじめに】平成 20 年 3 月から施行された特定化学
8 物質予防規則の法改正より、ホルムアルデヒド(以
9 下 FA)を扱う病理検査室では、様々な FA 対策が必
10 要になった。今回、自施設における FA 対策及びその
11 効果について報告する。

12 【方法・対策】自施設では、平成 23 年 5 月に新社屋
13 の開設があり、切り出し室のレイアウトから見直す
14 ことが可能であった。開設にあたり、生検等の小検
15 体切り出し用にプッシュ・プル型換気装置(ダルト
16 ン)手術材料の切り出し及び写真撮影用にウォーク
17 インフード型換気装置(ダルトン)を新規に購入し
18 た。さらに、自動包埋装置(サクラ:VIP6)や廃液・
19 ゴミ等の廃棄物はエアーカーテンにて仕切り、局所
20 換気を可能とした。また、自施設内研修にて、FA 対
21 策の職員教育を行った。基本的な部分だが、ゴミ箱
22 の蓋の徹底、FA 中和剤による実験台清掃の徹底を全
23 員で実行した。

24 【結果】平成 23 年 7 月、平成 24 年 1 月、7 月の半
25 年に一度の作業環境測定にて、A 測定・B 測定ともに
26 区分のため、第一管理区分を維持出来ている。

27 【考察】上記 FA 対策により、ほぼ FA の匂いを感じ
28 ない切り出し室を作ることが出来た。しかし、正し
29 い換気装置の使用方法や管理、継続的な実験台や写
30 真撮影台等の清掃を行わなければ、管理濃度の
31 0.1ppm は簡単に超えてしまうので注意しなければ
32 ならない。また、FA と同様にキシレンも、平成 24
33 年 10 月からの女性労働基準規則の改正で、規制対象
34 になっている。自施設では、FA と同時にキシレンの
35 作業環境測定をしており、第一管理区分を維持出来
36 ている。検査員の健康を守るためにも作業環境の改
37 善・対策を行うことは必須である。